（説明書類の記載事項）

第百七十四条　法第四十六条の四に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一　金融商品取引業者の概況及び組織に関する次に掲げる事項

［イ～ハ　略］

ニ　法第二十九条の二第一項第三号から第十三号までに掲げる事項

ホ　［略］

［二～五　略］

（業務に関する帳簿書類）

第百八十一条　法第四十七条の規定により金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者を除く。以下この款において同じ。）が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

［一～四　略］

五　電子募集業務又は電子募集取扱業務を行う者であるときは、次に掲げるもの

イ　第七十条の二第二項第二号に規定する措置に基づく審査に係る記録

ロ　［略］

［2～4　略］

（説明書類の縦覧）

第百八十三条　法第四十七条の三の規定により金融商品取引業者は、別紙様式第十五号の二により作成した説明書類又は前条第一項の事業報告書（次に掲げる部分を除く。次項において同じ。）の写しを全ての営業所若しくは事務所に備え置く方法その他の方法により法第四十七条の三の説明書類を公衆の縦覧に供し、又はインターネットの利用その他の方法により、投資者が常に容易に閲覧することができるよう公表しなければならない。

一　当該金融商品取引業者の所在地に係る部分

二　株主の状況のうち住所又は所在地に係る部分

2　［略］

（業務に関する帳簿書類）

第百八十四条　法第四十八条の規定により登録金融機関が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

［一～五　略］

六　電子募集業務又は電子募集取扱業務を行う者であるときは、次に掲げるもの

イ　第七十条の二第二項第二号に規定する措置に基づく審査に係る記録

ロ　［略］

2　［略］

（廃業等の公告等）

第二百五条　法第五十条の二第六項の規定による公告は、官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙（金融商品取引業者等が法人である場合には、当該法人における公告の方法（公告の期間を含む。）により行うものとする。この場合において、官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙により行う金融商品取引業者等は、第七十一条第四項各号に掲げる場合を除き、法第五十条の二第六項の規定による掲示の内容を当該金融商品取引業者等のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

［2～4　略］

（説明書類の記載事項）

第百七十四条　［同上］

一　［同上］

［イ～ハ　同上］

ニ　法第二十九条の二第一項第三号から第十二号までに掲げる事項

ホ　［同上］

［二～五　同上］

（業務に関する帳簿書類）

第百八十一条　［同上］

［一～四　同上］

五　電子募集業務又は電子募集取扱業務を行う者であるときは、次に掲げるもの

イ　第七十条の二第二項第三号に規定する措置に基づく審査に係る記録

ロ　［同上］

［2～4　同上］

（説明書類の縦覧）

第百八十三条　法第四十七条の三の規定により金融商品取引業者は、別紙様式第十五号の二により作成した説明書類又は前条第一項の事業報告書の写しを全ての営業所若しくは事務所に備え置く方法その他の方法により法第四十七条の三の説明書類を公衆の縦覧に供し、又はインターネットの利用その他の方法により、投資者が常に容易に閲覧することができるよう公表しなければならない。

［号を加える。］

［号を加える。］

2　［同上］

（業務に関する帳簿書類）

第百八十四条　［同上］

［一～五　同上］

六　電子募集業務又は電子募集取扱業務を行う者であるときは、次に掲げるもの

イ　第七十条の二第二項第三号に規定する措置に基づく審査に係る記録

ロ　［同上］

2　［同上］

（廃業等の公告等）

第二百五条　法第五十条の二第六項の規定による公告は、官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙（金融商品取引業者等が法人である場合には、当該法人における公告の方法（公告の期間を含む。）により行うものとする。

［2～4　同上］